

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

第一三共グループは、経営環境の変化に対してより迅速かつ機動的に対応できる経営体制を構築するとともに、法令の遵守と経営の透明性を確保し、経営と執行に対する監督機能の強化を図り、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼に応えることのできる企業統治体制の構築を重視しております。

具体的には、取締役の経営責任の明確化と経営と執行に対する監督機能の強化を目的として、取締役の任期を1年と定め、取締役10名中4名を社外取締役として選任しております。なお、経営の透明性確保を目的として、社外取締役を選任するほか、取締役及び執行役員の候補者選定及び報酬等については、メンバーの過半数を社外取締役で構成する指名委員会、報酬委員会において審議します。また、経営の適法性、健全性を監査する目的で、監査役制度を採用し、社外監査役2名を含む4名により構成される監査役会を設置しております。さらに、取締役会の監督の下で執行役員制度を採用することにより、適正かつ迅速な経営の意思決定と業務執行を図れる体制としております。なお、社内諸規則の整備と的確な運用にも注力し、企業統治体制の強化、コンプライアンスの徹底を図っております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

#### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	46,301,000	6.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	40,643,900	5.73
日本生命保険相互会社	37,659,182	5.31
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	16,933,300	2.39
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー	13,629,123	1.92
株式会社三井住友銀行	13,413,368	1.89
ジェーピー モルガン チェース バンク 385147	13,001,500	1.83
CITIBANK, N.A.-NY, AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY SHARE HOLDERS	10,177,541	1.44
ドイツ証券株式会社	8,908,153	1.26
東京海上日動火災保険株式会社	8,659,309	1.22

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
沖本 隆史	他の会社の出身者				○	○			○	
平林 博	その他				○				○	
石原 邦夫	他の会社の出身者				○	○			○	
安西 祐一郎	学者				○				○	

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
沖本 隆史	○	清和総合建物株式会社会長。	沖本隆史氏は銀行等での経験に基づく、企業経営全般に関する知識と識見を当社の経営に反映していただくため社外取締役に選任し、かつ独立役員に指定しております。 沖本隆史氏は当社と取引関係のある(株)みずほコーポレート銀行の副頭取を2007年4月に退任しておりますが、当社は(株)みずほコーポレート銀行からの借入に依存しているものではなく、同行の当社に対する影響度は希薄であることから、同氏の独立した立場からの監督という役割及び機能は十分に確保されていると考えております。その他、独立役員の属性として、東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれのある項目として列挙した事項に該当するものではなく、中立・公正な立場を保持されていると判断しております。
			平林博氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関

平林 博	○	公益財団法人 日印協会理事長。 公益財団法人 日本国際フォーラム副理事長。	与した経験はありませんが、外交官としてのグローバルな経験に基づく、専門知識と識見を当社の経営に反映していただくため社外取締役を選任し、かつ独立役員に指定しております。平林博氏は独立役員の属性として、東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれのある項目として列挙した事項に該当するものではなく、中立・公正な立場を保持されていると判断しております。
石原 邦夫	○	東京海上日動火災保険(株)取締役会長。 東京海上ホールディングス(株)取締役会長。	石原邦夫氏は損害保険会社等での経験に基づく、企業経営全般に関する知識と識見を当社の経営に反映していただくため社外取締役に選任し、かつ独立役員に指定しております。石原邦夫氏は独立役員の属性として、東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれのある項目として列挙した事項に該当するものではなく、中立・公正な立場を保持されていると判断しております。
安西 祐一郎	○	慶應義塾大学理工学部教授。 慶應義塾大学大学院理工学研究科開放環境科学専攻教授。 慶應義塾学事顧問。 独立行政法人 日本学術振興会理事長。	安西祐一郎氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、大学教授として培われた専門知識と識見を当社の経営に反映していただくため社外取締役に選任し、かつ独立役員に指定しております。安西祐一郎氏は独立役員の属性として、東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれのある項目として列挙した事項に該当するものではなく、中立・公正な立場を保持されていると判断しております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は、会計監査人の有限責任 あずさ監査法人と定期的に会合を実施し、監査法人監査計画、監査実施状況、個別会計課題等を共有し、連携を図っております。また、内部監査部門である監査部との会合により、監査部監査計画、監査実施状況等の報告を受け、業務連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
山田 昭雄	その他									○	
石川 重明	その他				○					○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
山田 昭雄	○	同志社大学法学部客員教授。 外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所シニアアドバイザー。	山田昭雄氏は行政機関等での経験に基づく専門知識と識見を当社の監査に反映していただくため社外監査役に選任し、かつ独立役員に指定しております。 山田昭雄氏は独立役員の属性として、東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれのある項目として列挙した事項に該当するものではなく、中立・公正な立場を保持されていると判断しております。
石川 重明	○	本間合同法律事務所弁護士。	石川重明氏は行政機関等での経験に基づく専門知識と識見を当社の監査に反映していただくため社外監査役に選任し、かつ独立役員に指定しております。 石川重明氏は独立役員の属性として、東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれのある項目として列挙した事項に該当するものではなく、中立・公正な立場を保持されていると判断しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

その他独立役員に関する事項
---------------

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明 <span style="background-color: orange; color: white; padding: 2px;">更新</span>
--

短期インセンティブとなる業績連動賞与は、過去の経営指標の中で、株価の上昇及び配当金増額にもっとも相関していた指標を採用して、毎年度の達成度合いに連動させて決定し、また、長期インセンティブとなる株式報酬型ストックオプションは、現在の経営努力が将来株価上昇に反映して、対価を受け取れる仕組みとしております。

なお、当社の取締役に対して発行されているストックオプションの状況(2011年9月末時点)は、以下のとおりです。

- (1) 第1回新株予約権  
発行日: 2008年2月15日  
新株予約権の数: 442個(新株予約権1個につき当社普通株式100株)  
付与対象者数: 6名  
新株予約権の発行価額: 1株当たり2,528円  
新株予約権の行使時の払込金額: 1株当たり1円
- (2) 第2回新株予約権  
発行日: 2008年11月17日  
新株予約権の数: 718個(新株予約権1個につき当社普通株式100株)  
付与対象者数: 6名  
新株予約権の発行価額: 1株当たり1,342円  
新株予約権の行使時の払込金額: 1株当たり1円
- (3) 第3回新株予約権  
発行日: 2009年8月17日  
新株予約権の数: 1,002個(新株予約権1個につき当社普通株式100株)  
付与対象者数: 6名  
新株予約権の発行価額: 1株当たり1,338円  
新株予約権の行使時の払込金額: 1株当たり1円
- (4) 第4回新株予約権  
発行日: 2010年8月19日  
新株予約権の数: 1,001個(新株予約権1個につき当社普通株式100株)  
付与対象者数: 6名  
新株予約権の発行価額: 1株当たり1,197円  
新株予約権の行使時の払込金額: 1株当たり1円
- (5) 第5回新株予約権  
発行日: 2011年7月12日  
新株予約権の数: 1,102個(新株予約権1個につき当社普通株式100株)  
付与対象者数: 6名  
新株予約権の発行価額: 1株当たり1,112円  
新株予約権の行使時の払込金額: 1株当たり1円

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役及び執行役員（従業員）の報酬について、企業価値向上に連動した報酬体系の検討を進めた結果、退職慰労金制度を採用しないこととし、長期インセンティブとなる株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

2011年3月期の取締役及び監査役の報酬等の額は、事業報告等において開示しております。その額は787百万円であり、このうち社外役員に対する報酬は95百万円であります。内訳は下記の通りです。

【取締役】  
 報酬(年額): 419百万円 (うち社外取締役 63百万円)  
 役員賞与: 143百万円 (社外取締役を除く)  
 株式報酬型ストックオプション報酬: 120百万円 (社外取締役を除く)  
 取締役合計: 681百万円 (うち社外取締役 63百万円)

【監査役】  
 報酬(年額): 107百万円 (うち社外監査役 32百万円)  
 監査役合計: 107百万円 (うち社外監査役 32百万円)

なお、報酬等の総額が1億円以上である者については、有価証券報告書にて個別開示をしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1) 取締役報酬の基本設計

- ・取締役報酬は、株主価値の最大化に寄与する報酬設計としております。具体的には、固定報酬である基本月額報酬のほかに短期インセンティブとなる業績連動賞与及び長期インセンティブとなる株式報酬型ストックオプションを採用しております。株主価値の向上に結びつきにくい退職慰労金制度は、採用していません。
- ・短期インセンティブとなる業績連動賞与は、過去の経営指標の中で、株価の上昇及び配当金増額にもっとも関連していた指標を採用して、毎年度の達成度合いに連動させて決定しております。
- ・長期インセンティブとなる株式報酬型ストックオプションは、現在の経営努力が将来株価上昇に反映して、対価を受け取れる仕組みとしております。
- ・報酬等の水準は、外部専門機関の調査による他社水準を参考に、産業界の中上位水準を志向して設定しております。
- ・社外取締役については、経営の監督機能を十分に機能させるため、短期及び長期インセンティブを設けず、固定報酬のみとしております。

2) 取締役報酬の決定手続

- ・取締役月額報酬は年間4億5千万円を上限として、また、取締役への株式報酬型ストックオプション付与総額は年間1億4千万円を上限として、それぞれ株主総会において承認いただいております。業績連動賞与については、当該事業年度に関わる株主総会において承認いただいております。
- ・月額報酬のみとなる監査役報酬は、年間1億2千万円を上限として、株主総会において承認いただいております。
- ・任意の機関としてメンバーの過半数を社外取締役で構成する報酬委員会を設置し、取締役及び執行役員の報酬等について審議します。
- ・報酬委員会は、取締役及び執行役員の報酬制度・基準の設定、役位ごとの報酬水準の検証と見直し、業績連動賞与結果の確認、及び株式報酬型ストックオプションの算定について審議します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート担当部署としては、秘書部が対応を行っております。また、社外監査役のサポート担当部署としては、監査役付の専任スタッフが対応を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 現状のガバナンス体制の概要

1) ガバナンス体制の概要及び会社の機関の基本説明

第一三共グループは、経営環境の変化に対してより迅速かつ機動的に対応できる経営体制を構築するとともに、法令の遵守と経営の透明性を確

保し、経営と執行に対する監督機能の強化を図っております。

当社は、執行役員制度を採用しております。取締役は経営の重要な意思決定と業務執行の監督を担い、取締役会が選任する執行役員は、代表取締役社長の下で業務執行の責任と権限を負い、迅速かつ適正な経営活動の展開を図っております。業務執行にあたっては、取締役及び社長が指名するグローバルレベルでの主要な地域・法人・機能の責任者をもって経営会議を構成し、重要事項を審議します。また、当社は監査役制度を採用し、監査役会は、経営の適法性、健全性を監査しております。なお、メンバーの過半数を社外取締役で構成する指名委員会、報酬委員会を任意の組織として設置し、取締役及び執行役員候補者選定及び報酬等について審議しております。以上の体制を基盤として、業務執行全般の監督機能の強化並びに経営の透明性を担保しております。

## 2) 第一三共の意思決定の仕組み

当社では、取締役会を原則月1回開催し、会社の重要な業務執行を決議し、取締役の職務執行を監督しております。また、迅速かつ機動的に対応する経営体制を確保することを目的として、代表取締役社長は、経営方針、重要な業務執行に関わる取締役会の決議に基づき、月1回以上開催する経営会議で審議を重ねた上で業務執行内容を明確化し、それぞれ特定の業務執行を担当する執行役員や各組織長に対して指示し、権限を委譲します。

## 3) 第一三共の意思決定の適正性を担保する仕組み

### ア. 役員を選任

- ・取締役、執行役員の任期を1年とすることにより、経営環境の変化に機動的に対応するとともに、責任の明確化を図っております。
- ・取締役、執行役員候補者の選任にあたっては、任意的な組織として設置した指名委員会において審議します。指名委員会の委員は、社外取締役を過半数とし、さらなる適正性の担保を図っております。

### イ. 報酬体系

取締役、執行役員の報酬の適正性を担保するために次の対応をしております。

- ・取締役・執行役員報酬体系の明確化を図っております。
- ・短期インセンティブである業績連動賞与と長期インセンティブである株式報酬型ストックオプションを組み入れた取締役・執行役員報酬体系としております。設立当初より、退職慰労金制度は採用していません。
- ・経営の監督を役割とする社外取締役については、その目的から短期及び長期インセンティブは設けずに固定報酬である月額報酬のみとしております。
- ・取締役及び執行役員の報酬水準のあり方、及び短期インセンティブ、長期インセンティブの評価等にあたっては、任意的な組織として設置した報酬委員会において審議します。報酬委員会の委員は、社外取締役を過半数とし、さらなる適正性の担保を図っております。

### ウ. 企業倫理委員会、環境経営委員会、社会貢献委員会、IT推進委員会

第一三共グループは、適正な経営を推進するために、経営会議の他に各種委員会を設け、審議し、社長に報告しております。

- ・国内外の法令及び企業倫理を遵守し、企業の社会的責任を果たす経営を推進するために企業倫理委員会を設置しております。本委員会には、業務執行者のほか、監査役及び外部弁護士の参画を得て開催しております。
- ・企業活動全般を通して、地球環境への負荷低減・調和に努め、持続可能な社会作りに貢献する環境経営を推進するために環境経営委員会を設置しております。
- ・企業の社会的責任の観点から社会貢献を推進するために社会貢献委員会を設置しております。
- ・経営の質と効率を高めるために情報を有効活用することで内部統制を有効に機能させ、企業価値を高めることを目的としてIT推進委員会を設置しております。

## (2) 監査役の機能強化に向けた取組状況

### 1) 監査役スタッフ

監査役を支援する専任スタッフ2名を配置しており、当該専任スタッフは取締役から独立し、監査役の指揮命令の下に職務を行い、また、その人事異動、人事評価等については予め監査役会の同意を得ることとしております。

### 2) 会計監査人との連携

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人とは、監査法人監査計画、四半期監査レビュー報告、内部統制監査(J-SOX)等について説明、報告を受けるなど、連携を図っております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、鈴木輝夫、宮原正弘、田中敦であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、公認会計士試験合格者及びシステム監査担当者等12名であります。

### 3) 内部監査部門との連携

内部監査部門である監査部との会合により、監査部監査計画等の報告を受け意見交換を行うとともに、監査結果についてもタイムリーに報告される体制が構築されており、内部監査状況をつぶさに把握しております。

### 4) 取締役及び重要な使用人への業務状況聴取

取締役及び重要な使用人への個別業務状況聴取の機会を設け、職務執行状況及び経営状態の調査等を行い、法令・定款違反や会社の健全性を害する事実の有無などについて監査を行っております。また、代表取締役とは1回/半期に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

### 5) 重要な会議への出席

監査役は、取締役会、経営会議、企業倫理委員会等重要な会議に出席し、意思決定の適法性及び妥当性について監査を行っております。

### 6) 重要な書類の閲覧

重要な会議の書類及び議事録については、遅滞なく監査役に情報提供がなされており、また、決裁案件についても決裁規程に基づき通知先として監査役を常設し、適宜情報提供がなされており、決裁内容の適法性・妥当性を検証しております。

### 7) 監査役報酬

監査役については、その目的より短期及び長期インセンティブは設けず、固定報酬である月額報酬のみとしております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

第一三共グループは、経営環境の変化に対してより迅速かつ機動的に対応できる経営体制を構築するとともに、法令の遵守と経営の透明性を確保し、経営と執行に対する監督機能の強化を図り、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼に応えることのできる企業統治体制の構築を重視しております。

### 社外取締役の役割・機能

取締役10名中4名を占める社外取締役は、全員が独立役員であり、コンプライアンス、財務、企業経営、法律に通じた役職経験を活かして、取締役会において客観性、中立性、公正性に基づいた発言をし、経営の監督機能を発揮しております。また、指名、報酬委員会の委員の過半数を社外取締役としております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第6回定時株主総会においては、開催日の27日前(2011年5月31日)に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第6回定時株主総会においては、集中日より2日前倒しとなる2011年6月27日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	個人投資家並びに機関投資家の利便性向上を図るため、当社は、議決権行使のIT化を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英文を作成し、当社ホームページに掲載しております。
その他	議決権の行使結果を当社ホームページに掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2011年3月期は年間3回開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2011年3月期は第2四半期並びに期末決算発表時に、投資家・証券アナリスト及び報道関係者向けに決算説明会を開催し、代表取締役社長が説明しております。第1・第3四半期決算発表時には、カンファレンスコールを実施しております。また、2010年12月にR&D(研究開発)説明会を開催しております。これら説明会、カンファレンスコールの様子は当社ホームページに掲載しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	2011年3月期は第2四半期決算発表説明会、2010年12月のR&D(研究開発)説明会をそれぞれ同時通訳対応とし、また、その様子を当社ホームページに掲載しております。また、海外機関投資家訪問を適宜実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、各種説明会資料及び動画配信、株主通信、有価証券報告書、アニュアルレポート、開発パイプライン、ニュースリリース、株主総会関係書類等を掲載しております。また、個人投資家向けのサイト展開や、IRメールマガジンの配信も実施しております。  IRサイト： <a href="http://www.daiichisankyo.co.jp/ir/index.html">http://www.daiichisankyo.co.jp/ir/index.html</a> 個人投資家向けサイト： <a href="http://www.daiichisankyo.co.jp/ir/individual/index.html">http://www.daiichisankyo.co.jp/ir/individual/index.html</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートコミュニケーション部 IRグループ	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程として、第一三共グループ企業行動憲章及び第一三共コンプライアンス行動基準を設け、ステークホルダーの立場の尊重を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	第一三共グループでは、以下のCSR中期方針に則り、CSRと一体となった企業活動を展開しております。  【CSR中期方針】 第一三共グループは、人の命と健康を支える企業として、人への思いやりを大切にし、社員の

多様性を原動力として社会や地球環境との調和をはかってゆきます。

なお、当社のCSR活動の詳細はCSRサイト及びCSRレポートで公表しています。  
CSRサイト：<http://www.daiichisankyo.co.jp/csr/index.html>

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

第一三共グループ行動憲章及び第一三共コンプライアンス行動基準に、ステークホルダーに対する情報提供等の基本方針を定めています。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりであり、当該基本方針に従った体制が整備されております。  
(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制を除く)

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・役員及び従業員の行動規範として第一三共グループ企業行動憲章、第一三共コンプライアンス行動基準等を定めるとともに、社外専門家を含む会議体を設置し、コンプライアンス体制を整備する。
  - ・経営に対する監督機能の強化・充実のため、社外取締役を置く。
  - ・監査役は、取締役の職務執行、意思決定の適法性及び妥当性並びに内部統制体制の整備状況を監査する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・情報セキュリティ体制を整備し、法令及び社内諸規程に基づき、取締役会議事録その他取締役の職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・社内諸規程を定め、リスクマネジメント体制を整備する。
  - ・監査部は、上記体制の運営状況を監査する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・社長が戦略的な意思決定を行うことを目的として、社外取締役を除く取締役、及び取締役社長の指名する主要な地域・法人・機能の責任者をもって経営会議を構成し、重要事項を審議する。また意思決定手段の一つとして決裁制度を設ける。
  - ・意思決定と職務執行の迅速性を考慮し、執行役員制度を導入する。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・役員及び従業員の行動規範として第一三共グループ企業行動憲章、第一三共コンプライアンス行動基準等を定めるとともに、社外専門家を含む会議体を設置し、コンプライアンス体制を整備する。
  - ・「グローバルマネジメント規程」、「組織管理規程」などに従い、社長の命を受けた主要な地域・法人・機能の責任者ならびに部長が主管業務を掌理し、所属部員の監督、管理及び指導を行う。
  - ・人事管理及びリスクマネジメント等の体制整備に係るそれぞれの専門機能が、各部所への方針伝達と管理、指導を行う。
  - ・監査部は、法令及び定款、社内諸規程の遵守状況について、内部監査を実施する。
6. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・当社は、「グローバルマネジメント規程」ならびに「グループ会社管理規程」を定め、グループの経営管理体制を明確化し、コンプライアンス及びリスクマネジメント、人事制度等の体制を運営する。
  - ・当社は、グループ会社に対し、経営方針等を伝達し、管理する。
  - ・当社は「内部統制システムの整備規程」を定め、適切に運用することにより、財務報告の信頼性を確保する。
  - ・当社は「内部監査規程」を定め、グループ会社に対し、内部監査を実施する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
  - ・監査役は、その職務を補助する専任スタッフを置く。
8. 前条の使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ・監査役は、専任スタッフは、取締役から独立し、監査役の指揮命令の下に職務を遂行する。
  - ・監査役は、専任スタッフの人事異動、人事評価等については、予め監査役会の同意を必要とする。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ・取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、直ちに、当該事実を監査役に報告する体制を整備する。
  - ・年度監査計画に基づく監査役監査時に、監査役は、取締役、部長及びグループ会社の責任者などから業務執行状況報告を受ける。
  - ・監査役は、経営会議その他の重要な会議に出席する。
  - ・決裁内容の適法性・妥当性を検証するため、決裁書の通知先に監査役を常設する。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針の確認や監査上の重要課題等についての意見交換を行う。
  - ・グループの監査役と相互に情報を交換し、緊密な連携を保つ。
  - ・外部監査人及び監査部と連携し、意見交換等を行う。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制システムに関する基本方針の中で、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を以下のとおり定め、当該基本方針に従った体制を整備しております。

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力及び団体による経営活動への関与や被害を防止するために、第一三共グループ企業行動憲章及び第一三共コンプライアンス行動基準において、反社会的勢力及び団体からの不当、不法な要求には一切応じないことを基本方針に定めるとともに、組織的体制を整備し、警察当局等と連携した情報収集や役員・従業員に対する啓発活動等により、関係の排除に取り組む。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

### 該当項目に関する補足説明

当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合、それに応じるか否かは、株主の皆様の判断に委ねられるものと考えており、経営権の異動を通じた企業活動の活性化等の意義を否定するものではありません。したがって、当社は買収防衛策を予め定めておりません。しかし、一般に高値売上げ等の不当な目的による企業買収の提案があり、それが当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資さない場合には、当社としてその提案に対抗することは当然の責務と認識しております。そのため、当社は株式取引や株主の異動状況等を常に注視しており、実際に当社株式の大量取得を目的とした買付者が出現した場合には、社外の専門家を交えて買収提案の評価を行い、当社の企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に判断し、これに資さない場合には、個別の案件に応じた適切な対抗措置を講じてまいります。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

### 適時開示体制の概要

当社は当社及びグループ会社に関する会社情報の開示について、法令と証券取引所規則及び情報管理、開示に関する社内規程（内部者取引防止規程）に基づき、株主、その他の投資家に対して適時適切に、かつ積極的に行うことを基本方針とし、透明性の高い、社会に開かれた企業として信頼を得られるように努めます。

#### 1) 決算情報

財務諸表等の決算情報（四半期決算を含む）については、決算担当部門が取締役に付議し、決議を受けた上、コーポレートコミュニケーション部が関係部門と連携・協議し開示案をとりまとめ、代表取締役社長の承認を受けて開示を行う。

#### 2) 決算情報以外の情報

決定事実に関する情報は、関係部門から報告・付議され、取締役会で決議されたものを、また発生事実に関する情報は関係部門から代表取締役社長及びコーポレートコミュニケーション部に報告されたものを、コーポレートコミュニケーション部が関係部門と連携・協議し開示案をとりまとめ、代表取締役社長の承認を受けて開示を行う。

3) 公正かつ適時・適切な情報開示を行うため、取締役会は代表取締役社長の業務執行を監督し、監査役は経営の適法性、健全性の観点から監査を行い、内部監査部門は業務執行上の監査を定期的を実施します。

【参考資料：模式図】

